

住宅地等における 農薬の安全使用に努めましょう

農薬を使用する皆さん、
そして、農薬を使用することのある土地や施設の
管理者のみなさんへ

気がつかないうちにあなたは
農薬事故の加害者になっているかもしれません。

はじめに

農薬(殺虫殺菌剤や除草剤など)は農産物を安定的に生産するために必要不可欠な生産資材です。また、農地だけでなく、街路樹や公園や学校などの樹木などにも使用されています。

農薬は使用基準を守り、適正に使用すれば、農産物や環境の安全をおびやかすことはありませんが、不用意に散布された農薬は、思わぬところへ飛散し、人畜に危害を及ぼす恐れがあることから、農薬使用者に対する安全使用啓発活動などにより事故防止に努めてきました。

ところが近年、農地の宅地化などにより住宅地周辺の農作物栽培地や学校・公園などの公共施設、街路樹等において使用された農薬の飛散が原因で、住民や子ども等の健康被害の訴えの事例が聞かれるようになってきました。

このような被害が発生しないように、公共施設や住宅地に隣接する場所における、病害虫防除の際には、十分な注意が必要です。

●法律にも定められています●

平成15年3月に施行された改正農薬取締法において、「農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近隣する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(農薬取締法第12条第1項、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第6条)」と定められました。

このような皆さんが対象です。

1	農薬を使用する全ての人(農薬使用者)
2	つぎのような土地・施設等の管理者と病害虫防除担当責任者・防除委託業者

①	学校、保育所、病院、住宅地に隣接する公園
②	住宅地に隣接する森林
③	市民農園
④	住宅地内及び住宅地に隣接した農地等

↓クリックしてね

住宅地等における農薬の安全使用に注意する場合、
二つのケースがあります

ケース

- 1 学校、保育所、病院、住宅地に隣接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に隣接する森林等で病害虫防除を行う場合

ケース

- 2 住宅地内及び住宅地に隣接した農地で病害虫防除を行う場合
(※市民農園や家庭菜園を含む)

↓クリックしてね

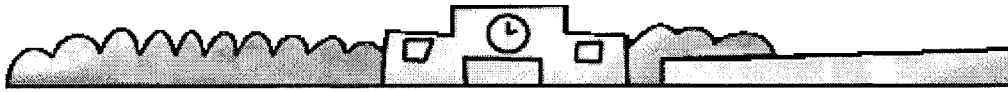
飛散防止対策チェックフロー

散布前に、もう一度チェックしてみましょう。

二つのケースがあります

ケース

- 1 学校、保育所、病院、住宅地に隣接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に隣接する森林等で病害虫防除を行う場合



A	病害虫による被害が発生した場合は、被害を受けた部分のせん定や捕殺等による病害虫防除に努めてください。
B	病害虫の発生状況を踏まえ、やむを得ず農薬を使用する場合は、以下のことに努めましょう。

1	誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を検討すること。
2	散布する場合においても、最小限の区域にとどめること。
3	食用農産物および非食用農産物とも、農薬取締法に基づき登録されかつ当該植物に適用のある農薬を使用すること。また、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守ること。
4	農薬散布は、無風または風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候や時間帯を選ぶとともに、風向きやノズルの向き等に注意すること。
5	農薬使用者及び農薬使用委託者は、周辺住民に対し、事前に農薬使用の目的、散布時期、使用農薬の種類等について十分周知すること。 また、散布作業時には、立て看板の表示等を行い、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないように最大限の配慮を行うこと。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路がある場合は、子どもの通学時間帯を最大限に避けること。やむを得ず、農薬散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を行い、子どもの健康被害防止について徹底すること。
6	農薬使用者は、以下の記録を一定期間保管すること。 ● 農薬を使用した年月日、場所、対象植物、使用した農薬名、使用量又は希釈倍数

ケース

- 2 住宅地内及び住宅地に隣接した農地で病害虫防除を行う場合

2

(※市民農園や家庭菜園を含む)



1	物理的防除や耕種的防除等に努め、農薬の使用回数や使用量を削減すること。 例 病害虫に強い作物や品種の活用・病害虫の発生しにくい土づくりや施肥の実施防虫ネットや捕殺用粘着シートを活用・人手による病害虫の早期除去 等
2	食用農産物および非食用農産物とも、農薬取締法に基づき登録されかつ当該植物に適用のある農薬を使用すること。また、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)や使用上の注意事項を守ること。

3	粒剤、DL(ドリフトレス)粉剤等の飛散の少ない形状の農薬や、農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。
4	農薬散布は、無風または風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候や時間帯を選ぶとともに、風向きやノズルの向き等に注意すること。
5	農薬使用者や農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めること。 特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知と子どもの健康被害防止について徹底すること。
6	農薬使用者は、以下の記録を一定期間保管すること。 ● 農薬を使用した年月日、場所、対象植物、使用した農薬名、使用量又は希釈倍数

以上の事項を守り、
農薬の飛散が住民や子ども等の健康被害を
及ぼすことの無いように最大限の注意を
しましょう。

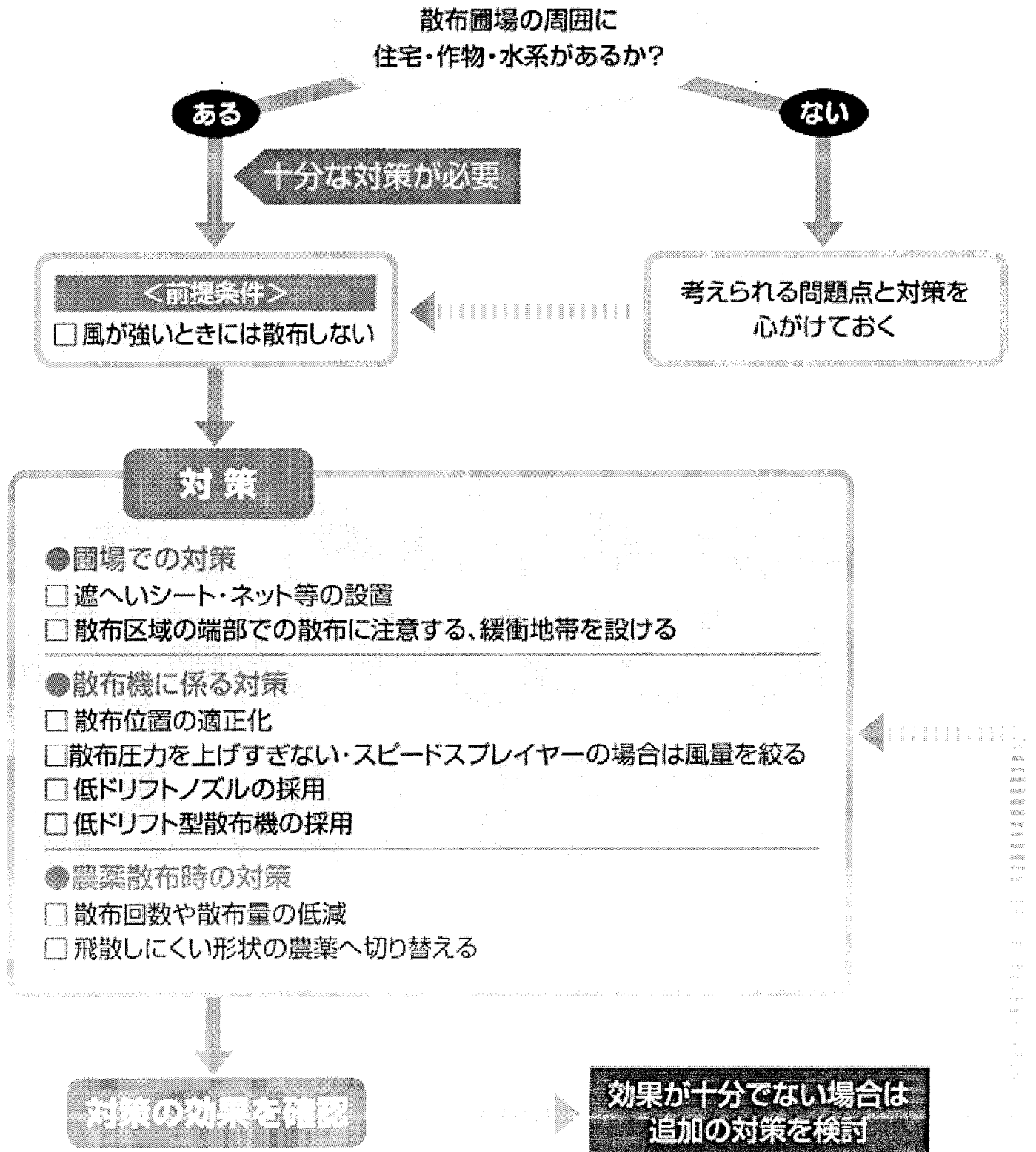


飛散防止対策チェックフロー

散布前に、もう一度チェックしてみましょう。

※「農薬散布時のドリフト防止対策ガイドンス」ドリフト対策連絡協議会編より

※ドリフト:飛散現象



農薬の使用等に関するお問い合わせは

高知県病虫害防除所

〒783-0023 高知県南国市廿枝1100

TEL088-863-1132

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県農林水産部環境農業課

TEL088-821-4545